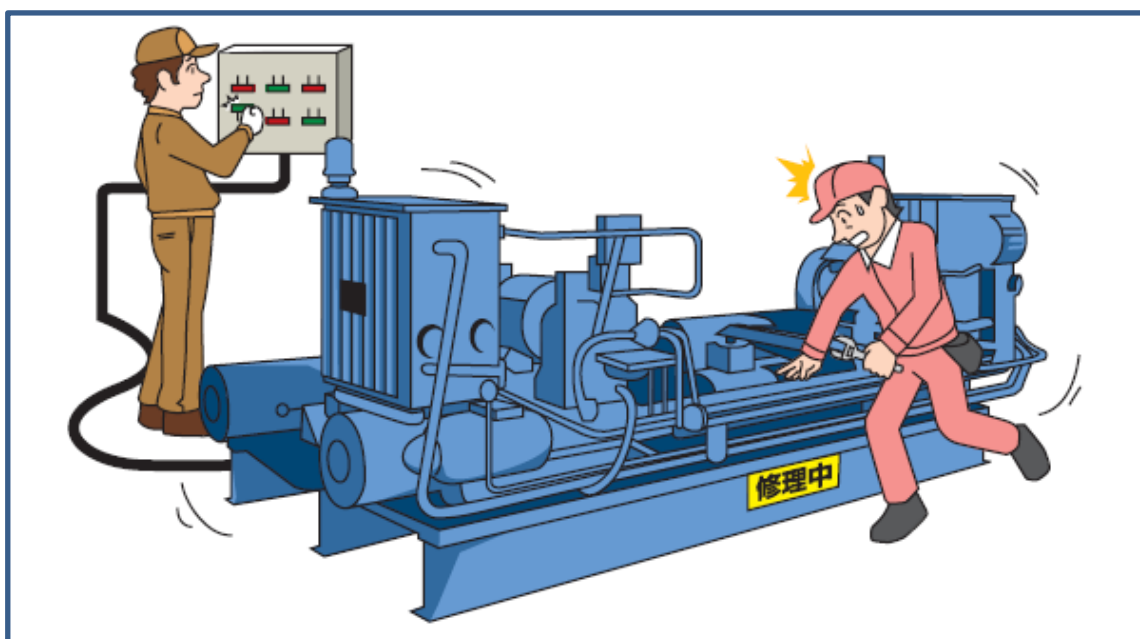



製造業における元方事業者による 総合的な安全衛生管理のための指針

<鉄鋼業向け解説マニュアル>



平成22年3月

 厚生労働省

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

はじめに

近年、製造業においても、建設業と同様に同一事業場内に複数の関係請負人が混在する形態が増加し、異なった事業者が混在することによる連携の不十分さから安全衛生の点で問題が生じることがあり、これを背景とした労働災害が発生している状況にあります。

一方、鉄鋼業等の製造業(造船業を除く。以下同じ)における請負による作業については、建設業と比較して、①関係請負人の入れ替わりが少ない、②作業内容及び現場の変化が少ない、③関係請負人の数及び重層度が少ない等の特徴があります。

このような状況を踏まえ、平成17年に労働安全衛生法が改正され、平成18年4月から、新たに製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施等が義務付けられました。また、それに加え、製造業においても元方事業者が関係請負人も含めた事業場全体にわたる「総合的な安全衛生管理」を確立することが重要であることから、同年8月に「[製造業\(造船業を除く。\)における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針](#)」(平成18年8月1日基発0801010号。以下「本指針」という)が示されました。

鉄鋼業においては、元方事業者である鉄鋼会社と関係請負人である協力会社の様々な取組みにより、安全衛生管理の水準は向上しているものの、最近、重大な労働災害等が発生していることから、請負労働者が混在する作業間の連絡調整をはじめとする関係法令で義務付けられた事項の遵守や本指針に基づく更なる取組みが必要です。

こうした中、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会では、厚生労働省からの平成21年度委託事業として、(社)日本鉄鋼連盟の協力を得て、本指針を鉄鋼業向けに解説したマニュアルを作成し、その普及を図るため、鉄鋼業の元方事業者と関係請負人を対象とした研修会を全国で開催しました。

本解説マニュアルは、研修会で用いた解説マニュアルについて、講師や参加者等からの意見を踏まえ、必要な見直しを行ったものです。

なお、鉄鋼業における主な混在作業としては、「生産業務」と「設備業務」があり、後者が非定常作業で混在度合いの多いこと等に考慮し、本解説マニュアルでは、「設備業務」に比較的重点をおいて解説していますが、「生産業務」においても同じ考え方で取組みが必要です。

今後、本解説マニュアルが鉄鋼業における総合的な安全衛生管理の取組みに活用され、労働災害の防止と事業場の安全衛生管理水準の向上に効果を上げることを切に願っております。

平成22年3月

マニュアル教材作成委員会
委員長 木村 大樹

目次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 目次 | 2 |
| ● 本指針に係わる関係法令・通達等 | 3 |
| 1. 趣旨及び適用範囲 ……………(指針の第1) | 4 |
| 1.1 本指針の趣旨 | 4 |
| 1.2 本指針の対象 | 12 |
| 2. 元方事業者が実施すべき事項 ……………(指針の第2) | 17 |
| 2.1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施 | 17 |
| (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等 | 17 |
| (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施 | 22 |
| 2.2 作業間の連絡調整の実施 | 26 |
| 2.3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営 | 30 |
| 2.4 作業場所の巡視 | 33 |
| 2.5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導 | 35 |
| 2.6 クレーン等の運転についての合図の統一等 | 37 |
| 2.7 元方事業者による関係請負人の把握等 | 39 |
| (1) 関係請負人の責任者等の把握 | 39 |
| (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握 | 39 |
| 2.8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置 | 41 |
| 2.9 危険性及び有害性等の情報の提供 | 43 |
| 2.10 作業環境管理 | 44 |
| 2.11 健康管理 | 45 |
| 2.12 その他請負に伴う実施事項 | 46 |
| (1) 仕事の注文者としての配慮事項 | 46 |
| (2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等 | 46 |
| (3) 適正な請負 | 47 |
| 3. 関係請負人が実施すべき事項 ……………(指針の第3) | 50 |
| 3.1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任……………<2.1(1)に対応> | 50 |
| 3.2 作業間の連絡調整の措置の実施……………<2.2に対応> | 50 |
| 3.3 関係請負人との協議を行う場への参加……………<2.3に対応> | 50 |
| 3.4 クレーン等の運転についての合図の統一等……………<2.6に対応> | 50 |
| 3.5 関係請負人に関する事項の通知等 | 50 |
| (1) 名称等の通知……………<2.7(1)に対応> | 50 |
| (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の通知……………<2.7(2)に対応> | 50 |
| 3.6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置……………<2.8に対応> | 50 |
| 3.7 危険性及び有害性等の情報の交付……………<2.9に対応> | 50 |
| 3.8 健康管理……………<2.11に対応> | 51 |
| 3.9 その他請負に伴う実施事項 | 51 |
| (1) 仕事の注文者としての配慮事項……………<2.12(1)に対応> | 51 |
| (2) 適正な請負……………<2.12(3)に対応> | 51 |
| 4. 事例解説 | 52 |
| 4.1 事例1 (鉄鋼操業での混在作業) | 52 |
| 4.2 事例2 (点検補修等での混在作業) | 54 |
| 5. 参考資料 (会議体や管理帳票例など) | 56 |
| 5.1 総合的な安全衛生管理体制の例 | 57 |
| 5.2 作業間の連絡調整の実施の例 | 68 |
| 5.3 クレーン等の合図の統一の例 | 69 |